

長岡京市出産・子育て応援ギフト支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙。（以下、「国要綱」という。））に基づき、妊婦・子育て世帯に対して経済的支援を行う長岡京市出産・子育て応援ギフト支給事業の実施に関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始日)

第2条 支給事業の事業開始日は、令和5年3月7日とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出産応援ギフト 妊娠の届出をした妊婦に対して支給する5万円相当のクーポン等又は現金
- (2) 子育て応援ギフト 対象となる児童を養育している者に対して支給する5万円相当のクーポン等又は現金
- (3) 支給妊婦 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者に限る。）
- (4) 支給養育者 事業開始日以降に出生し、国内に住所を有する児童を養育する者

2 前項第1号及び第2号に規定するギフトは当面の間、現金とする。

(支給対象者)

第4条 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給対象となる者（以下、「支給対象者」という。）は、申請時点で市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、別表2欄に掲げる者をいう。

2 前項で定める者のうち、他市町村で国要綱に基づくギフトの支給を受けている者は除く。

3 第1項に掲げる者のほか、その他やむを得ない特別な事情あると市長が認める者は支給対象者とする。

(申請等)

第5条 支給対象者は別表第3欄に掲げる日までに、長岡京市出産応援ギフト申請書（別記様式第1号）または長岡京市子育て応援ギフト申請書（別記様式第2号）に公的身分証明書の写しを提出または提示のうえ、市長に提出し申請するものとする。

2 前項に規定する書面による申請のほか、所定のフォームによる電子申請も可とする。

(支給決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書等の提出があったときは、審査を行い、支給の可否を決定し、長岡京市出産・子育て応援ギフト支給決定通知書（別記様式第3号）又は長岡京市出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

2 前項の決定通知書をもって規則第9条に規定する確定通知書とみなす。

（ギフトの支給）

第7条 市長は支給を決定したときは、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定に基づき、速やかに支給するものとする。

（支給の取消し）

第8条 市長は、虚偽その他の不正な手段によりギフトを受けたことが判明した場合は、当該支給決定を取り消し、又は変更することができる。

（ギフトの返還）

第9条 市長は、前条の規定により支給決定の取消し又は変更を行った場合において、既にギフトを交付しているときは、期限を定めて全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支給の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 給付金の区分	2 対象者	3 申請期限
出産応援ギフト	支給妊婦 1 次の各号いずれも満たす者であること。 (1) 支給妊婦であること。 (2) 申請時点において、申請者が長岡京市の住民基本台帳に登録されている者であること。 (3) 長岡京市との面談を受けていること。里帰りをしている場合、里帰り先の市町村と面談を受けている場合も可とする。 2 前項の規定にかかわらず、申請前に流産	妊娠中とする。 ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により妊娠中に申請ができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とする。

		又は死産した申請予定者は、妊娠届出時の面談を受けることなく支給することができる。	
子育て応援ギフト	支給 養育者	<p>1 次の各号いずれも満たす者であること。</p> <p>(1) 支給養育者であること。</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が長岡京市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、本ギフトの対象児童の死亡日において長岡京市に住民登録はあったが転出している場合等を除く。</p> <p>(3) 長岡京市との面談を受けていること。里帰りをしている場合、里帰り先の市町村と面談を受けている場合も可とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、子育て応援ギフトの支給対象としない。</p> <p>(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者</p> <p>(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者</p> <p>(3) 法人</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、申請前に対象児童が死亡した場合は、出生後の面談を受けることなく支給することができる。</p>	<p>原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間とする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃まで申請ができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とする。</p> <p>この場合においても、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）以降の支給はできないものとする。</p>